

○飯能市飯能住まい事業補助金交付要綱

平成29年3月31日

告示第110号

改正 令和3年3月31日告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設ける飯能住まい制度により住宅を取得し、市内に定住をしようとする者に対し補助金を交付することにより、飯能住まい制度の推進を図り、もって転入の促進及び地域コミュニティの活性化に資することを目的とする。

(規則の適用)

第2条 前条の補助金の交付に関しては、飯能市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飯能住まい制度 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第3条第1項の規定により市が定めた飯能市優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針に適合し、同法第4条第1項の規定による認定を受けた優良田園住宅建設計画に基づく優良田園住宅を取得することをいう。

(2) 転入者 新たに飯能住まい制度により取得した住宅(以下「飯能住まい住宅」という。)に住所を定めた者(飯能住まい住宅に住所を定めるより前に市内の飯能住まい住宅以外の住宅に住所を定めた者(当該飯能住まい住宅以外の住宅に住所を定めた日の翌日から起算して2年以内に飯能住まい住宅に住所を定めた者に限る。)であって市長が認めるものを含む。)で、市に転入した日から起算して前2年の間、市の住民基本台帳に記載されたことがないものをいう。

(3) 多世代同居 2世代以上の親、子、孫等の直系親族が、同一の飯能住まい住宅に居住することをいう。この場合において、子、孫等の世代が最も下位である直系卑属で単身のものは、1世代として数えないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、飯能住まい制度により住宅を取得した者(当該住宅が共有である場合は、共有者のうちから選任された代

表者) (以下「住宅取得者」という。) 又は住宅取得者から選任された多世代同居をする者(以下「選任多世代同居者」という。)で、定住の意思を持って当該住宅に居住するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助対象者としない。

- (1) この要綱の規定に基づく補助金の交付を受けたことがある場合
- (2) 当該住宅に居住する者の市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)に未納がある場合

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる補助金の額の合計額(当該額が100万円を超えるときは、100万円)とする。

- (1) 基本補助金 10万円
- (2) 加算補助金 別表に掲げる額

(申請書の様式等)

第6条 規則第5条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 飯能住まい住宅に係る全部事項証明書(所有権の登記名義人が申請者(申請者が選任多世代同居者の場合は、住宅取得者)と同一であるものに限る。)
- (2) 飯能住まい住宅に居住する者の市税に未納がないことが確認できる書類
- (3) 申請者が転入者の場合にあっては、申請者が転入者であることを証する書類
- (4) 申請者が選任多世代同居者の場合は、申請者と住宅取得者とが直系親族であることを証する戸籍全部事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書は、申請者が飯能住まい住宅に住所を定めた日の翌日から起算して90日以内に提出しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第8条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付請求)

第8条 規則第17条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、規則第18条の規定によるもののほか、第7条の交付決定通知書を受け

た者(以下「交付対象者」という。)が、正当な理由によることなく、飯能住まい住宅に住所を定めた後5年以内に、飯能住まい住宅から転居した場合は、その決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、飯能住まい事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により交付申請者に通知するものとする。

(自治会への加入の勧奨)

第10条 市長は、交付対象者に対して、自治会への加入を勧めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

加算補助金の額は、次に掲げる表の区分に応じ、当該区分に係る金額を加算した合計額とする。

区分	金額
申請者が転入者である場合	20万円
申請者が転入者の場合で、当該申請者が当該申請年度の末日において40歳未満であるとき。	15万円
申請者が転入者の場合で、当該申請者と同居する配偶者が当該申請年度の末日において40歳未満であるとき。	15万円
申請者が転入者の場合で、第6条第1項の申請書を提出する時に、申請者に同居する中学生以下の子がある場合	子1人につき20万円